

基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを「株主・取引先・従業員・社会に対する継続的な企業価値の増大を図るための経営統治機能」と位置づけています。ステークホルダーのための利益を追求すると同時に、社会の構成員として法令・社会規範を遵守しつつ、適切な経営活動を推進する統治体制の確立に取り組んでおり、そのため取締役の任期を1年とするともに、社外取締役を設置しています。

また、取締役の業務執行を厳正に監視するため、監査役についても半数以上を社外監査役としています。

コーポレート・ガバナンスの概要

代表取締役社長加藤和弥を議長とする取締役会は取締役9名および社外取締役3名の計12名で構成され、経営に関する決定機能と業務執行機能を分離し、意思決定の迅速化と取締役の責任の明確化を図るための執行役員制度を採用することで、環境の変化に即応することができる経営体制を構築しています。また、取締役会の機能の独立性および客観性と説明責任を強化し、当社のコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、取締役会の任意の諮問機関として独立社外役員が過半数を占めるガバナンス委員会を設置し、取締役会の諮問に応じて、主に代表取締役の選解任と取締役および監査役候補の指名方針や選解任に関する事項、ならびに、取締役の報酬等の決定方針や内容について審議し、取締役会に対して答申を行っています。本委員会は、取締役管理本部長次家成典を委員長とし、代表取締役社長加藤和弥、常勤監査役中島嘉幸、独立社外取締役八十川祐輔、海保理子、青木英彦の3名および独立社外監査役山村幸治、森内茂之の2名を委員とする計8名で構成しています。なお、本委員会の委員長は代表取締役を除く委員の中から本委員会の決議によって選定しています。

そして、コンプライアンス担当取締役である取締役管理本部長次家成典を委員長とするコンプライアンス委員会が、関連部署と連携して法令等遵守の強化を図っています。さらに、業務の有効性および効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守ならびに資産の保全を図るため、取締役管理本部長次家成典を委員長とする内部統制委員会を設置し、その整備・運用状況をチェックし、内部統制を推進しています。自然災害や食品事故等の経営リスク管理については、専務取締役営業本部長山中謙一を委員長とする危機管理委員会にて体制の整備・運用状況を確認しています。そして、代表取締役社長加藤和弥を委員長とするCSR・ERM委員会がこれらの活動状況を確認し、横断的な意思決定・改善指示を行う体制を構築しています。

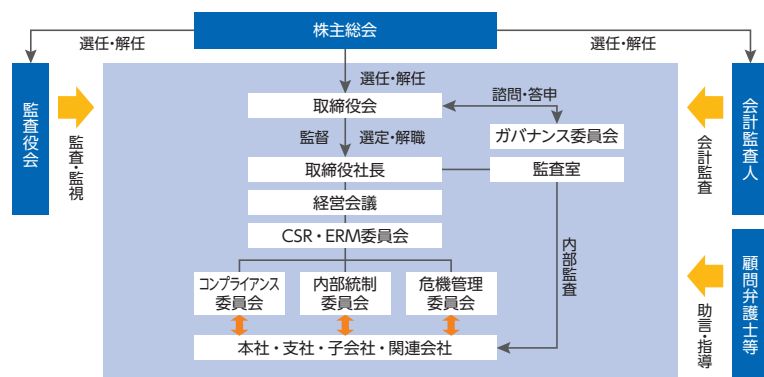
また、当社は監査役制度を採用しており、常勤監査役中島嘉幸を議長とする監査役会の機能が十分に発揮されることが重要であると考え、社外監査役2名を招聘し計3名で構成しています。

監査役は取締役会およびその他重要会議に出席し、客観的な視点で取締役の職務執行を監査しています。取締役社長管轄の監査室は、経理処理の正確性を検証し、各部門の業務と財産の実態を把握するとともに、不正・誤謬・脱漏等を発見、防止し、堅実経営の推進に努めています。

顧問弁護士には法律上の判断を必要とする場合に適時指導を受けています。

なお、会計監査人として監査法人と監査契約を締結し、会社法監査および金融商品取引法監査を受けています。

●コーポレート・ガバナンス体制図



コンプライアンスの取組み

コンプライアンス推進体制の強化と法令その他の社会規範および社内ルールを遵守した適正な業務運営のため、コンプライアンス委員会において決定した基本方針に基づき、グループ会社を含めた全従業員に対して各種取組みを実施しています。

啓発活動

★コンプライアンス研修

従業員を対象とした研修において、コンプライアンスに関するカリキュラムを実施し、継続したコンプライアンス教育に取り組んでいます。

★コンプライアンス情報発信室

イントラネット上で、ハラスメントや情報管理をはじめ、様々なコンプライアンスに関する情報を定期的に発信しています。



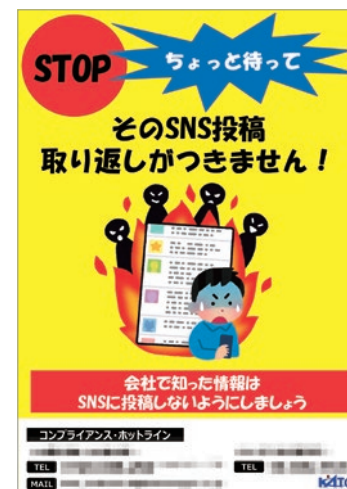
イントラネットでの情報開示

★コンプライアンスメールマガジン

月1回メールの発信を行っています。企業を取り巻く法律を、事例を通して解説し、コンプライアンスの重要性を周知しています。

★ポスター配布

年2回、全事業所にコンプライアンスに関するポスターを配布し、掲示することで啓発活動を行っています。



従業員とともに

★コンプライアンス意識調査の実施

当社グループでは、全従業員に対する「コンプライアンス意識調査」を当社独自の調査方法で年1回実施しており、従業員のコンプライアンス意識、会社の取組みへの評価等を確認し、現状の課題を抽出してその改善にあたっています。また、意識調査結果は従業員に開示しています。

★コンプライアンス推進週間の実施

1月、4月、7月、10月に「コンプライアンス推進週間」を設け、重点的かつ集中的に取り組むを行うことで、コンプライアンス意識のさらなる向上を図っています。

★内部者通報制度

法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見と是正を図るため、内部者通報制度「コンプライアンス・ホットライン」を設置しています。

また、グループ会社を含めた全事業所に啓発ポスターを掲示し、社内外の相談窓口を周知することで、従業員がこの制度を積極的に活用できるよう社内風土の醸成に努めるとともに、通報者の保護を徹底し、通報したことによって不利益を被らないよう保証しています。

